

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

証拠説明書(3)

令和4年11月7日

東京地方裁判所 民事第34部合議甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田

弁護士 鄭 一 志

弁護士 河村



上記当事者間の頭書事件における原告ら提出の書証についての説明は、下記のとおりである。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

符号番号	標目	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲144	「RL-5 乾熱温度測定」と題する書面 写し	令和2年 4月28日	██████████ (原告会社 従業員)	・原告会社の従業員が原告会社製噴霧乾燥器RL-5型を用いて実施した乾熱温度測定実験の結果 ・原告会社が令和2年4月28日に実施した乾熱温度測定実験において、乾燥室測定口を含む複数の箇所において温度の上昇しないことが判明したこと
甲145	予定主張記載書面 (1) 写し	令和2年 8月14日	高田剛ら	・原告ら弁護人が、令和2年8月14日付予定主張記載書面(1)において主張した内容 ・原告ら弁護人が、同書面において、温度を上げても

					最高温度が摂氏90度にも達さない箇所が存在することを主張したこと。
甲146	証明予定事実記載書	写し	令和2年5月18日	東京地方検察庁検察官 検事 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検察官が、令和2年5月18日付け証明予定事実記載書において主張した内容 ・ 検察官が、同書において、本件噴霧乾燥器が規制要件に定める仕様を満たす根拠を明らかにしていなかったこと。
甲147	証明予定事実記載書2	写し	令和2年6月30日	東京地方検察庁検察官 検事 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検察官が、令和2年6月30日付け証明予定事実記載書2において主張した内容 ・ 検察官が、同書において初めて、本件噴霧乾燥器が規制要件に定める仕様を満たす根拠を明らかにしたこと。

以上